

議案第1号

会長、副会長及び常務理事の選定について

提案理由

本案は、任期満了に伴う改選により新たに理事が就任されましたので、定款第19条第2項に基づき、理事会の決議によって理事の中から会長、副会長及び常務理事の選定をお願いするものです。

会長 1名 _____ 理事

副会長 1名 _____ 理事

常務理事 1名 _____ 理事

任期 令和5年6月20日から令和6会計年度にかかる定時評議員会まで

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会定款
(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

議案第2号

理事の業務担当制について

提案理由

本案は、任期満了にともなう改選により新たに理事が就任されましたので、社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会部会設置規程第5条の規定に基づき、理事の所属する部会を決定いただくものです。

- ・総務財政部会
- ・総合企画部会

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会部会設置規程

(組織及び任期)

第5条 部会は、会長を除く本会の理事をもって構成する。

2 部会員の任期は、理事として在任する期間とする。